

大分県ボランティア・市民活動センター ボランティア登録制度要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、ボランティアとして積極的な参加を希望する県民に活動の場を提供するとともに、本県におけるボランティア活動を効率的かつ効果的に行えるよう、社会福祉法人大分県社会福祉協議会(以下「本会」)に「大分県ボランティア・市民活動センターボランティア登録制度」(以下「ボランティア登録制度」)を設け、その運営についての必要な事項を定める。

(登録分野)

第2条 ボランティアとして登録できる分野は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 福祉、保健又は医療の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(申込み資格)

第3条 登録できる者・団体は、ボランティア活動に参加を希望し、次の要件全てに該当するものとする。

- (1) ボランティア登録制度の趣旨を理解し、熱意のある個人・団体

(2) 市町村域を越え広域的に活動する個人・団体

(申込み及び登録)

第4条 ボランティア登録制度への登録希望者・団体は、別に定める様式により本会へ申し込むものとする。登録は、複数の分野にわたって登録できるものとする。

- 2 登録希望団体は、初めて登録を行う場合、会則及び規約、会員名簿を添付するものとする。

(登録期間)

第5条 ボランティアの登録期間は1年以内とし、年度で区切るものとする。ただし、登録者・団体から登録取消の連絡がない場合、次年度以降も更新する。

(登録の抹消)

第6条 登録者・団体が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録者・団体から登録取消の申出があったとき。
- (2) 登録団体が解散したとき。
- (3) 連絡不可能になったとき。
- (4) その他登録者・団体として不適格と認められる事実が発生したとき。

(報酬及び費用負担)

第7条 登録者は、原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。ただし、交通費、並びに食事代、活動に係る材料費及びその他実費等については、ボランティアを依頼する者が負担してよいものとする。

(ボランティア活動保険加入)

第8条 登録者は全国社会福祉協議会が締結するボランティア活動保険に加入できる。

(ボランティア募集依頼者の資格等)

第9条 ボランティアの募集を依頼することができる者は、本会にボランティア登録した者・団体であり、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内の地方公共団体
- (2) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉法人で県内に主たる事務所を有

するもの

- (3) 民法第 33 条の法人で県内に主たる事務所を有するもの
- (4) 特定非営利活動法人で県内に主たる事務所を有するもの
- (5) その他本会会長が特に必要と認める団体および個人

(ボランティア募集の申込み手続き等)

第 10 条 ボランティアを募集しようとする者は、別に定める申込書により、原則として活動 1 ヶ月前までに本会へ申込むものとする。

- 2 本会は、申込書を確認し、登録リストから該当分野の登録者・団体に対しボランティア募集を行う。なお、依頼者は原則としてボランティア参加者と直接交渉をするものとする。

(免責等)

第 11 条 紹介依頼者は、ボランティア活動期間中に万一事故が生じた時は、登録者と誠意をもって解決にあたらなければならない。

- 2 緊急あるいは不測の事態で登録者が活動不可能となった場合、本会はその責任を負わない。

(その他)

第 12 条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 15 日から施行する。